

研究開発システムWG中間とりまとめ骨子（案）

1. 研究開発システムを取り巻く現状認識と課題

（現状認識）

- 我が国の研究開発活動を担っていた特殊法人及び国立試験研究機関の多くは、行政改革の一環として、独立行政法人制度に移行し、その後国立大学も国立大学法人制度に移行。独立行政法人化により、業務運営の柔軟化・弾力化、成果主義の導入、組織改革が進みつつある。
また、国立大学法人化によって学長のリーダーシップを発揮する運営体制の整備、法人としての経営戦略の策定、事務の合理化、柔軟な人事制度の構築等の進展が進みつつある。
- 研究開発力強化法により、研究開発独法における総人件費改革の取組の例外的追加や人材の活用等に関する方針の作成・公表の義務付け等の一定の改革が進みつつある。
- 上記のほか、大学における TL0 や知的財産本部の設置、ライフサイエンス分野における「橋渡し研究」の実施、産学官フォーラムの設置、研究開発拠点の整備が行われた。
- 研究開発税制、産業革新機構による民間イノベーションの促進、技術研究組合における成果の事業化促進等の動きも見られる。

（課題）

- しかしながら、研究開発独法においては、人件費削減、中期目標期間の期間設定の制限、柔軟な予算執行の制限、弾力的・機動的な入札・調達制限による業務運営の柔軟化・弾力化の不徹底や、人事交流の際の退職金通算協定の未整備による人財流動の停滞といった問題が提起されている。また、人財活用方針の策定・公表、適正な評価の実施等、研究開発力強化法の趣旨の不徹底も指摘されている。
- また、国立大学法人においては、基礎的・基盤的研究を支える基盤的経費の削減、研究者が研究に専念できないことを背景とした研究者の研究活動時間の減少等、世界レベルの基礎的・基盤的研究の推進に悪影響を与える諸要因の存在や、大学発の特許利用率の低迷や産業界のニーズと必ずしもマッチしていない博士、ポストドクターの存在など高度人財育成の資質に関して大学と民間との合意形成がなされていない問題が提起されている。
- 我が国が激しい国際競争を勝ち抜き、また持続可能な社会を形成するためには、上記のような課題を解決し、更なる研究開発力強化とイノベー

ション創出に向けた研究開発システムの抜本的な改革が必要。

これらの現状認識の下、研究開発力の強化とイノベーションの創出に向けた対応として重要と考えられるものは以下のとおりである。

2. 研究開発力の強化のために求められる研究開発機関の機能について

○国全体の研究開発システムとして必要な機能を各研究開発機関（研究開発独法、大学・大学共同利用機関（以下「大学等」という。）、民間）が分担した上で、共同・連携して研究開発活動を実施することが必要であるという観点から、各研究開発機関の機能を明らかにすることが必要。

（民間と研究開発独法・大学等との機能分担）

○民間では利潤につながる研究開発を行うのに対し、研究開発独法・大学等は、基礎的・基盤的研究の実施や国の政策課題を解決する研究開発、知的・文化的価値の創造につながる研究開発を実施。

（研究開発独法の機能）

○研究開発独法は、主として以下の機能を有する。

- ・基礎的・基盤的研究も含め、国の政策課題解決のための研究開発や先行投資が必要な研究開発
- ・研究資金配分や配分後の研究資金による研究開発の全体マネジメント、研究開発終了後の評価の実施
- ・研究成果を実用化に結びつける「橋渡し」、オープン・イノベーションの「場」の提供とその「場」における中核としての研究のリード
- ・大規模先端共同利用施設、計量標準、データベース等研究開発活動や経済社会活動を支える共通基盤等の整備・提供
- ・産学官のコーディネーション、民間企業に対する技術指導・成果普及
- ・科学・技術に関する情報の発信等により、研究者と国民の間の科学・技術コミュニケーションを促進する機能
- ・ポストドクター等を対象とした人財育成機能

（大学等の機能）

○大学等は主として以下の機能を有する。

- ・研究者の自発的な発想に基づく基礎的な研究を基盤とし、幅広い研究開発を実施
- ・学生・大学院生等を対象とした人財養成
- ・自主的な判断に基づく国の政策課題解決のための研究開発や先行投資が必要な研究開発への参画、研究開発活動や経済社会活動を支える共通基盤等の整備・提供、産学官のコーディネーション、民間企業に対する技術指導・成果普及

以上の研究開発機関の機能を確認した上で、本WGにおいては、府省を越えて早期に対応すべき課題を特に抽出して重点的に対応することとする。

3. 本WGで措置すべき具体的な取組

研究開発システム改革については、府省を越えた対応が必要なものと各府省で対応すべきもの（府省が中心となって対応すべきものを含む）がある。本WGでは（1）府省を越えて早期に対応すべき課題と（2）その他の課題（各府省で対応すべき課題又は具体的な課題解決に向けて中期的な取組が必要なもの）に分けて検討を行う。

（1）府省を越えて早期に対応すべき課題

①研究開発独法の運営に関する制度・運用の改善【P】

本項目については以下の項目を検討項目として示しているが、現在政府部内で別途研究開発独法について検討がされているので、その内容に留意しつつ検討。

（予算制度、会計基準、入札・調達制度の改革等）

- 運営費交付金の削減を前提とした予算調整（一般管理費効率化係数及び業務効率化係数の設定）の撤廃、柔軟な繰越の一層の容易化、複数年度主義、柔軟な資金執行、自己収入獲得へのインセンティブの付与
- 中期目標期間を超えた資金繰越（利益剰余金の繰越等）や契約の実現
- 研究開発の特性を踏まえた会計基準、弾力的・機動的な入札（一般競争入札の見直し等）、調達制度の導入

（人事制度及び組織の改革等）

- 独立行政法人の中期計画に基づく職員総数制限の緩和
- 総人件費の一律削減の見直し
- ラスパイレス指数の取扱い

（その他）

- 国にとって重要な業務を確実に実施させるための主務大臣の関与のスキームの構築
- 研究開発独法それぞれの経営指標の明確化

なお、国立大学法人制度そのものは、法人化後第1期の中期目標・中期計画期間を終了したばかりであり、現段階の制度変更は現場に混乱を生じさせるため、運用の改善で対応すべき。現在、文部科学省において「国立大学法人化の検証に関するワーキング・グループ」で国立大学法人の在り方に係る検討が行われており、その結果も踏まえて総合科学技術会議として関連する事項に対応。

②研究開発独法及び大学等における研究開発マネジメントの強化

○研究開発マネジメントについては、研究開発機関の目的に即して理事長や学長のリーダーシップにより戦略的に取り組むことが必要であるが、これを担保するため以下の具体的措置が必要。

- －理事長・学長の裁量の拡大等によるリーダーシップの強化
- －個別の研究開発機関の目的の明確化等による経営評価基準の明確化
- －各研究開発機関の機能や中期目標等に示す目標の明確化
- －外部の意見の取り入れ、監査機能強化、研究開発機関の目的や特性に応じた多面的な研究評価の合理的な実施
- －研究開発に加え組織内の人財育成への貢献など研究開発運営に関する評価の実施及びその評価結果の理事長等の処遇等への反映の徹底。

○また、研究開発独法及び大学等において、研究開発マネジメントの強化のため、知財・契約等の専門知識を有する研究開発運営人財の役割及びキャリアパスを明確にする等研究開発運営を組織化・体系化するとともに、研究開発機関における研究開発運営人財の職種としての確立及び研究開発運営人財の育成・確保が必要。

○具体的措置は以下のとおり。

- －専門知識の向上等のための研究開発運営に関する研修等の実施
- －小規模な研究開発機関のために知的財産、産学官連携などの研究開発運営人財を適切な機関で一括してプールする制度の創設

③研究開発独法の研究開発支援機能の強化等

(Funding Agency)

○国が行う研究開発においては、

- ・科学・技術に関する資金配分に深い専門的知見に基づき当該研究開発に最適と考える研究開発機関に研究資金を配分し、
- ・PD・POにより当該研究開発機関・研究者における研究開発のマネジメントが円滑に実施されるよう当該研究開発の進捗管理・助言を行う

機能が不可欠。

この研究開発資金配分機能を有する独法(Funding Agency)については、専任のPD・POを、権限と責任を明確化しつつ資金配分の規模に応じた十分な数配置し、その体制を強化・確立していくことにより機能を強化することが、今後の課題。

○Funding Agency を担う研究開発独法の配分対象とすべき研究開発の範囲及び成果目標の明確化

○Funding Agency の機能を強化した上で、資金配分機能等を府省自らが担

うよりも Funding Agency が担うことが適切。なお、この資金配分機能の移管に当たっては、独立行政法人予算に課せられているキャップを外す措置を講じるほか、以下の措置を講じることが不可欠。

- －「科学・技術重要施策アクション・プラン」等の取組により科学・技術関係施策の一層の統合化、各府省連携の強化が不可欠。
- －府省の壁を越えて最適な能力を有する研究開発機関に競争的かつ機動的に資金配分する戦略的なファンディングを実施。
- －Funding Agency に対する一元的な評価実施及びその評価結果の予算への反映徹底

(競争的資金等研究資金の取扱い)

- 各府省の競争的資金の使用ルールの統一化及び整理統合等による柔軟な研究開発の実施促進。
日本人研究者が日本の研究資金により海外で研究活動を円滑に実施できるように研究費使用ルールを緩和（現地での物品購入、人財雇用等）

④国内外の研究者を受け入れる研究拠点整備と研究開発機関間の連携促進
(研究開発拠点の整備)

- 研究開発独法における世界トップレベルの研究開発水準や研究環境等を有する拠点形成を促進し、国内に加え海外の優れた研究者を受け入れることが不可欠。このため、内外から研究開発プレーヤーが参画するオープン・イノベーションを推進する研究開発拠点の整備が重要。

(研究施設・設備の整備・運用)

- 研究開発独法及び大学等が優れた研究環境を整備するために、研究開発機関間の連携及び研究開発機関内で、研究施設・設備を多くの研究者が利用できるように整備し、供用を促進するとともに、そのための管理・運営体制の整備が不可欠。

○具体的措置は以下のとおり。

- －競争的研究資金の使用ルールの緩和（購入機器の有効活用の観点からの共用が認められるよう補助条件を緩和）
- －研究開発独法及び大学等の施設・設備の保守・運用を行う技術職員の確保
- －全国の研究開発機関における多くの研究者の利用に供することができるような施設・設備の配置状況のリストアップ（データベース化）
- －施設・設備を利用する外部研究者の支援（研究場所の確保、外部研究者の使用ニーズに柔軟に対応できる供用システムの整備等）

(研究開発機関間のネットワークの構築)

- 各府省が連携し、産・学も加わって研究開発力強化及びイノベーション

創出を図る具体的方策を議論する場（プラットフォーム）を形成。また、研究開発を実施する府省・研究開発機関と当該研究開発に関する制度等を所管する府省との連携を促進。

⑤人財ポテンシャルを我が国の研究開発に最大限に活用する環境の整備

○研究開発独法及び大学等において、研究開発人財のポテンシャルを最大限に活用できる環境の整備を行うことが重要。

○具体的措置は以下のとおり。

（若手研究者）

- 大学等、研究開発独法、産業界が人財情報を共有し、育成に関して意見交換する場の設置により、博士、ポストドクターの就職機会を強化
- 各研究開発機関の全新規採用研究職の一定割合へのテニュアトラック制度（※）適用による若手研究者のキャリアパスの構築

※公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が厳正な審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者としての経験を積むことができる仕組み

- 優秀な人材を複数の大学群で雇用する取組の促進
- 大学等におけるTA、RAのアカデミアキャリアとしての制度的位置付けの明確化。
- 財源の確保による優れた博士課程学生への経済支援

（女性研究者）

女性研究者の採用・待遇における一定の優遇措置（能力が同等と認められる場合には女性研究者を優先的に採用する等）の明示（ポジティブ・アクションの推進）、出産・子育て支援等による女性研究者の研究現場への進出促進

（国内の研究者の流動化）

- 研究開発独法や大学等における兼業・出向・研究休暇取得の関係規程の整備、研究開発独法間・研究開発独法と大学等間における退職金通算協定の締結促進のための環境整備
- 運用で解消できる流動化促進に関する情報研究開発機関への提供による各機関の取組の促進。

（個人のモチベーションをあげる評価）

- 個人に対する評価が処遇に適切に反映されるほか、評価自体が過剰な負担とならないようにする取組の実施
- シニアの研究者に対する業績評価、再審制（テニュア取得後における適性・資質・能力審査）の実施

○なお、テニュア制や再審制については、任期付雇用と終身雇用のバランスや任期付任用の期間の問題を踏まえた検討が必要。

⑥国際的な頭脳循環の推進と研究開発機関の国際展開

○世界の活力と一体となって我が国の研究開発力を強化していくためには、国内の研究者の海外研鑽機会の充実と外国人研究者の我が国への受入による国際的な頭脳循環の構築を推進していくことが必要。

○具体的措置は以下のとおり。

－国際特区（仮称）（臨床研究への外国人研究者の参加等研究環境の整備、家族を含む教育・住居・医療・就労等の生活環境の整備に必要な規制の見直し）の創設

－日本国内で研究を行う外国人研究者のスタートアップ支援

－若手研究者の海外研鑽機会の拡充（海外研鑽のための資金の充実、海外のネットワーク形成、研究開発機関の人事制度面（若手の研究者が海外に出やすくする、海外経験があることを採用の条件とする等）等）

○研究開発機関の海外研究拠点における①現地の優れた外国人の雇用、②若手研究者の国内から派遣、③臨床研究等海外の方が実施しやすい研究の実施を促進。④現地国の競争的研究資金の獲得による研究実施の促進

⑦国民との双方向の科学・技術に対する対話の促進（科学・技術コミュニケーション活動の推進）

○研究者・研究開発機関の研究開発の内容等の国民への情報発信を充実することにより、国民の研究開発システムへの参加意識を促進することが必要。

○各研究機関は、機関の責任の下で主要な研究成果を国民に分かりやすくHP上で説明する責任を制度化することが必要。

（2）その他の課題

○イノベーションを創出するため、地域・民間セクターも含め、研究開発を行うのに最適な主体と国との契約により長期的な研究を実現

○民間からの研究開発独法・大学等への外部資金提供の促進

○研究成果を社会に還元するための仕組みの整備

○認証、保証まで視野に入れた知財・国際標準化の戦略 等

4. 今後の対応

今後、知的財産戦略本部等政府における関係部署の検討等を踏まえつつ、さらに検討を進め、「3.（1）府省を超えて早期に対応すべき課題」に記載された項目について、タイム・スケジュールと担当府省の明記に努める。